

平成 23 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 RKB毎日放送株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 良孝
(コード番号 9407)
問 合 先 常務取締役 井上 良次
(TEL. 092-852-6621)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 82 回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) 「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行にともない、「放送法」(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条「一般放送事業」等の定義に関する規定が変更されることに対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。なお、本定款変更は「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行日をもって、その効力を生ずることといたします。またあわせて文言の整理等、所要の変更(変更案第 12 条)を行うものであります。
- 2) 法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設(変更案第 13 条)し、この新設にともない、必要となる条数を繰り下げるものであります。
- 3) 株券電子化にともない、現行定款第 19 条の文言を一部変更するものであります。(変更案第 20 条)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-------------------|----------------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 23 年 6 月 29 日 (水) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 23 年 6 月 29 日 (水) |

以 上

【別紙】

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業の経営を目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業の経営を目的とする。 |
| (1) 放送法による <u>一般放送事業</u> | (1) 放送法による <u>基幹放送事業及び一般放送事業</u> |
| (2)～(24) (条文省略) | (2)～(24) (現行どおり) |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第3条～第11条 (条文省略) | 第3条～第11条 (現行どおり) |
| (外国人等の株主名簿への記載または記録の制限) | (外国人等の株主名簿への記載または記録の制限) |
| 第12条 当社は次の各号に掲げる者(以下「外国人等」という。)のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号を通じて間接的に占められる議決権の割合が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときには、 <u>放送法第52条の8第1項及び第2項の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。</u> | 第12条 当社は次の各号に掲げる者(以下「外国人等」という。)のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号を通じて間接的に占められる議決権の割合が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときには、 <u>放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。</u> |
| (1)～(4) (条文省略) | (1)～(4) (現行どおり) |
| (新 設) | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) |
| | 第13条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |
| 第3章 株 主 総 会 | 第3章 株 主 総 会 |
| 第13条～第18条 (条文省略) | 第14条～第19条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の決議により、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を導入及び廃止することができる。</p> <p>第20条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の決議により、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入及び廃止することができる。</p> <p>第21条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本定款第2条第1号の変更は、「放送法の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)の施行日を効力発生日とし、本条の規定は、その翌日をもって削除する。</u></p> |

以 上